

空き家の解体で 困っていませんか？



2026年度 福山市空家除却支援事業補助

対象となる空き家

- 1 市内にある特定空家等(※1)又は危険空家(※2)
- 2 使用されていない期間が1年以上の空き家
- 3 居住(店舗併用)の用途に使われていた空き家

(※1)空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する空家等に該当する空き家
(※2)住宅の不良度を判定した結果、合計評点が100点以上である空き家

補助金額

空き家の除却工事に要する費用の**3分の1以内**及び**上限額50万円**

例) 除却工事費120万円の場合 $120万円 \div 3 = 40万円 \leq 50万円$ 補助金額40万円

例) 除却工事費180万円の場合 $180万円 \div 3 = 60万円 > 50万円$ 補助金額50万円

※除却する空き家の規模により、これらによらない場合があります。

補助対象者(申請できる人)

空き家の所有者又はその相続人(法人を除く。)

※その他の詳細な要件は建築指導課までお問合せください

対象となる工事

- 1 補助対象空き家の全部を除却する工事
- 2 福山市内に本店、支店、営業所、事務所等を有している、解体業者等に請け負わせる工事
- 3 補助金の交付決定後に除却工事の契約及び着手をする工事

※ 家財道具、機械又は車両等の残置物の処分及び庭木又は庭石の撤去は、補助金の対象となりません。

※ **補助金の交付決定前に、除却工事の契約及び着工した場合は、補助金の対象となりません。**

申込方法

福山市建設局建築部建築指導課(空き家対策担当) 本庁舎11階
へ必要な申請書類をそろえて提出してください。

郵便番号 720-8501

住所 福山市東桜町3番5号

電話番号 084-928-1311

※遠方居住等により来庁が困難な場合は事前にご連絡ください。

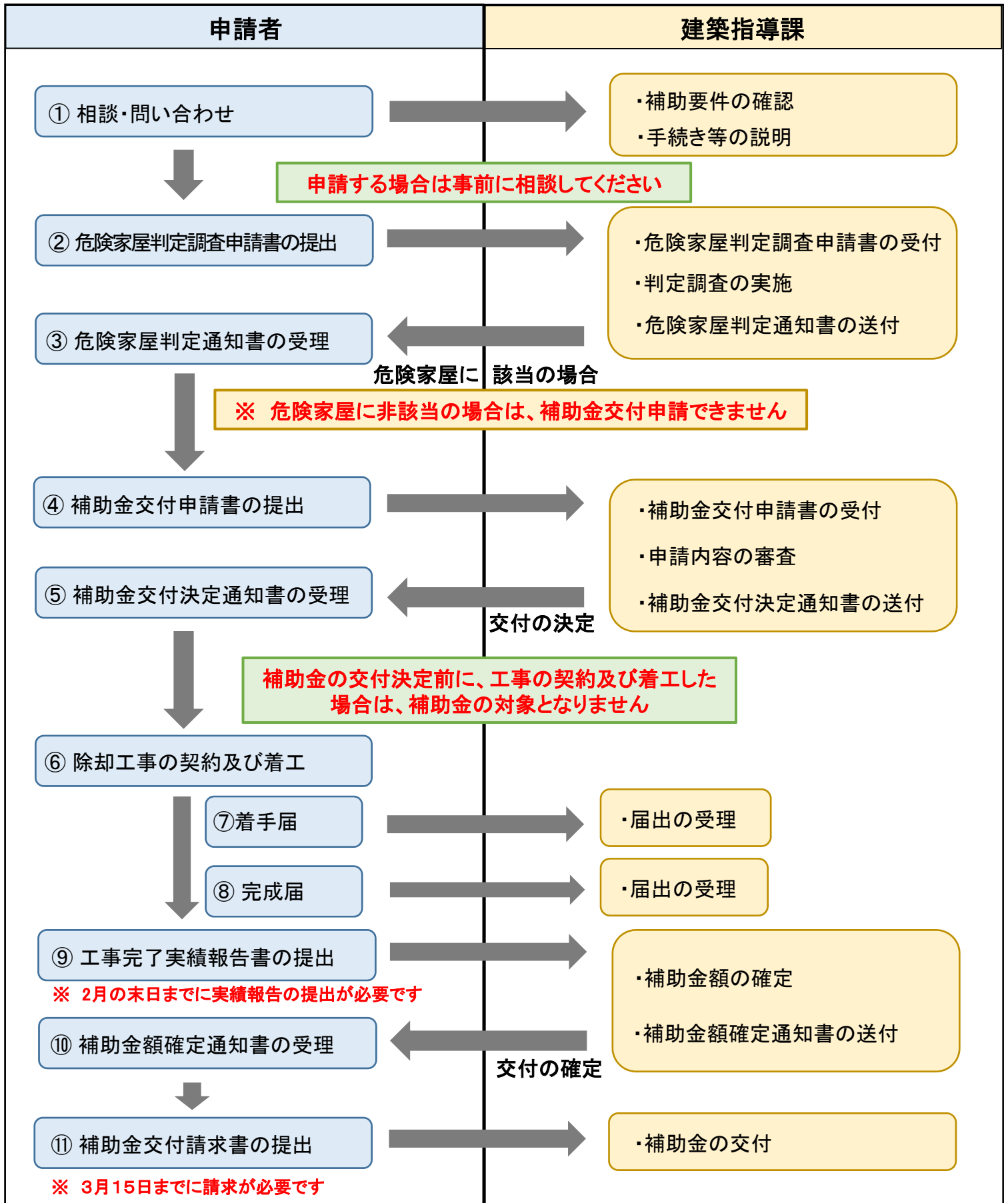
申請期間

先着順で随時受付し、予算枠に到達次第、受付を終了します。

※受付は危険家屋判定の順ではなく、補助金交付決定の順となりますのでご注意ください。

※これらは制度の概略を示したものです、詳細は建築指導課に確認してください。

申請の流れ一例(危険家の屋場合の概略)



※ 一例のため、これらによらない場合があります。は建築指導課へ確認してください

お問い合わせ

福山市建設局建築部建築指導課 空き家対策担当 (TEL.084-928-1311)

福山市空家除却支援事業補助金 必要書類チェックリスト

■ 危険家屋判定調査申請時【危険家屋の場合】

必要書類		チェック
1	危険家屋判定調査申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	個人情報等確認同意書(様式第2号)	
3	空き家の附近見取図、配置図	<input type="checkbox"/>
4	補助対象空き家四面及び屋根の外観写真(敷地形状等の要因により撮影が困難な場合を除く。)(なるべく全景のわかる写真としてください。)	<input type="checkbox"/>
5	空き家の所有者等であることを確認できる書類。 ※ 例) ・建物の登記事項証明書(コピー不可) ・固定資産税納税通知書の写し(当該年度発行のもので、所有者名が記載されたもの。)等 ・固定資産評価証明書(コピー不可、当該年度発行のもの所有者名が記載されたもの。)等 ・空き家が相続財産である場合、被相続人と判定申請者との相続が確認できる戸籍事項証明書(コピー不可)等。	<input type="checkbox"/>
6	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

■ 交付申請時【危険家屋の場合】

必要書類		チェック
◆全ての申請者		
1	福山市空家除却支援事業補助金交付申請書(様式第4号)	<input type="checkbox"/>
2	誓約書(様式第5号)	<input type="checkbox"/>
3	事業計画書(様式第6号)	<input type="checkbox"/>
4	収支予算書(様式第7号)	<input type="checkbox"/>
5	補助対象空き家が所在する土地の登記事項証明書(コピー不可)	
6	解体業者等の見積書(内訳の記載されたもの)	<input type="checkbox"/>
7	解体業者等の建設業又は解体工事業の許可書等の写し	<input type="checkbox"/>
8	危険家屋判定通知書(様式第3号)の写し	<input type="checkbox"/>
9	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>
◆該当する方のみ		
10	【申請者が市外に住民登録している場合】 住民登録している市区町村における市税等の滞納がないことの証明書(コピー不可)	<input type="checkbox"/>
11	【解体する空き家が兼用住宅の場合】 平面図(建物の形状及び面積がわかるもの)	<input type="checkbox"/>

※ このチェックシートは、概ねの要件を示しているものです。

そのほかにも、補助対象となる工事内容、工事の完了期日、工事会社に関する制約などがあります。詳しくは、福山市空家除却支援事業補助金交付要綱をご確認いただくか、建築指導課に事前にご相談ください。

福山市空家除却支援事業補助金 必要書類チェックリスト

■ 交付申請時 【特定空家等の場合】

必要書類		チェック
◆全ての申請者		
1	福山市空家除却支援事業補助金交付申請書(様式第4号)	<input type="checkbox"/>
2	個人情報等確同意書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
3	誓約書(様式第5号)	<input type="checkbox"/>
4	事業計画書(様式第6号)	<input type="checkbox"/>
5	収支予算書(様式第7号)	<input type="checkbox"/>
6	空き家の所有者等であることを確認できる書類。 ※ 例) 危険家屋判定調査申請時の例と同じ	<input type="checkbox"/>
7	補助対象空き家が所在する土地の登記事項証明書(コピー不可)	<input type="checkbox"/>
8	空き家の附近見取図、配置図	<input type="checkbox"/>
9	補助対象空き家四面及び屋根の外観写真(敷地形状等の要因により撮影が困難な場合を除く。)(なるべく全景のわかる写真としてください。)	<input type="checkbox"/>
10	解体業者等の見積書(内訳の記載されたもの)	<input type="checkbox"/>
11	解体業者等の建設業又は解体工事業の許可書等の写し	<input type="checkbox"/>
12	その他市長が必要と認める書類	
◆該当する方のみ		
13	【申請者が市外に住民登録している場合】 住民登録している市区町村の住民票(コピー不可)	<input type="checkbox"/>
14	【申請者が市外に住民登録している場合】 住民登録している市区町村における市税等の滞納がないことの証明書(コピー不可)	<input type="checkbox"/>

必要書類		チェック
■工事完了時		
1	事業完成届(様式第13号)	<input type="checkbox"/>
2	実施報告書	<input type="checkbox"/>
3	収支決算書(様式第7号)	<input type="checkbox"/>
■実績の報告時		
1	除却工事完了実績報告書(様式第14号)	<input type="checkbox"/>
2	補助事業に要した費用を支出したことを示す領収書等のコピー	<input type="checkbox"/>
3	施工中及び完了後の状況がわかる写真 ※可能なかぎり、判定申請(交付申請)と同じアングルで全景がわかる写真としてください。	<input type="checkbox"/>
4	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条第1項の規定による届出書の写し(補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
5	マニフェストD票の写し	
6	その他市長が必要と認める書類	